

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	宇陀市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.uda.nara.jp/shimin/number/dokuji-riyou.html

執行機関名 宇陀市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成18年条例第113号)によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宇陀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第一 第1の項 宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成18年条例第113号)によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第一条	宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例 第一条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	この条例は、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、 <u>もってひとり親家庭の親子等の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成18年条例第113号) 宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成18年規則第74号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭の親子等に対する医療費受給資格証交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税または市町村民税に関する情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第5条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭の親子等に対する医療費受給資格証の更新の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税または市町村民税に関する情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第2条・第7条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

備考		
----	--	--